

令和2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R2. 5. 14	R2. 7. 1	〇都市建指第〇〇号「情報提供依頼に係る公文書の情報提供について」 (令和2年5月13日付け)	※	1						1	1								(7条2号) 個人の氏名、電話番号及びメールアドレスは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、情報提供に係る文書は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、特定の個人が行った情報提供依頼の内容が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるため。さらに、情報提供依頼に係る公文書の件名又は内容、情報提供を行った文書は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、特定の個人が行った情報提供依頼の内容及び依頼文書の内容が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条2号・4号) 情報提供依頼書に記載されたURLは、行政専用のネットワークを介して当該情報提供依頼書等を閲覧するためのURLであり、公にすることにより、本件一部開示決定により非開示とした情報が明らかになるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
2	R2. 6. 26	R2. 7. 2	東久留米市中央町〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書及び協定図（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
3	R2. 6. 29	R2. 7. 2	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条第1項の規定による届出等における台帳（令和2年5月22日から令和2年6月26日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	3	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
4	R2. 6. 29	R2. 7. 3	東京都知事許可第〇〇号 〇〇有限会社の以下の書類 ・平成29年8月14日受付分 建設業許可申請書類一式	15	1						1									(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
5	R2. 7. 1	R2. 7. 3	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社の以下の書類の以下の書類 ・第42期決算変更届出書一式	28	1						1									(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
6	R2. 6. 23	R2. 7. 6	西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業に係る「環境影響評価書案」（本編・資料編）	※	1															都市整備局都市基盤部交通企画課	
7	R2. 6. 30	R2. 7. 6	1 昭和23年2月3日付建都収第8号「砧土地区画整理共同施行認可について」 2 昭和26年6月29日付建都収第26号「土地区画整理地区並びに設計書及び規約の変更認可について」 3 昭和33年8月28日付32建都監収第1116号の2「事業計画変更の認可申請について」及び32建都監収第1116号「土地区画整理の事業計画変更の認可について（砧土地区画整理共同施行）」	23	1															都市整備局市街地整備部区画整理課	
8	R2. 6. 30	R2. 7. 6	1 平成18年1月10日付17都市整民第570号「砧土地区画整理共同施行の規約変更認可について」 2 平成21年10月22日付21都市整民第395号「砧土地区画整理共同施行の規約及び事業計画の変更認可申請書の確認について」	13	1						1									(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部区画整理課

令和2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
9	R2. 6. 26	R2. 7. 6	建築計画概要書 平成24年8月2日付〇〇（東京都情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を除く。）	6	1																都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
10	R2. 7. 1	R2. 7. 9	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和2年6月30日現在）	※	1																都市整備局市街地建築部建設業課	
11	R2. 7. 2	R2. 7. 9	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和2年6月30日現在）	※	1																都市整備局市街地建築部建設業課	
12	R2. 6. 28	R2. 7. 10	令和2年2月28日付31都市整管第1267号「令和2年度予算配当計画及び年間事業計画の策定について（都市改造費（オリンピック・パラリンピック施設整備（選手村整備））」	※	1																都市整備局市街地整備部管理課	
13	R2. 7. 6	R2. 7. 10	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書様式第一号（第二条関係）	1	1						1										（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
14	R2. 7. 8	R2. 7. 10	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・令和元年5月15日受付の変更届出書一式（閲覧対象部分に限る。）	3	1						1										（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
15	R2. 7. 9	R2. 7. 10	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・第20期、21期の変更届出書一式（閲覧対象に限る。）	33	1						1										（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
16	R2. 5. 11	R2. 7. 10	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定に基づく届出書（令和2年4月24日）	※	1						1	1	1	1							（7条1号・3号・4号）図面（図面名は除く。）は、著作権法に基づく著作物に関する情報が記録されている部分であって、当該部分を開示することにより、著作者等の権利を侵害すると認められるため。また、当該図面は未公表の内容であり、法人の事業内容等の一部である計画図面を公にすることで、法人の事業運営計画に影響を与え、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。さらに、当該図面を公にすることで、住宅内部の構造が明らかになり、侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障を来すため （7条2号）提出者（個人）の氏名及び発注者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため （7条3号）電話番号は、当該法人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人に競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課

令和2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
17	R2. 5. 14	R2. 7. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定に基づく届出書（令和2年4月24日） ・東京都集合住宅駐車施設設置要綱第8条の規定による協議書（令和2年4月28日） 	※		1					1	1	1	1							<p>(7条1号・3号・4号)図面（図面名は除く。）は、著作権法に基づく著作物に関する情報が記録されている部分であって、当該部分を開示することにより、著作者等の権利を侵害すると認められるため。また、当該図面は未公表の内容であり、法人の事業内容等の一部である計画図面を公にすることで、法人の事業運営計画に影響を与え、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。さらに、当該図面を公にすることで、住宅内部の構造が明らかになり、侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障を来すため</p> <p>(7条2号)提出者（個人）の氏名、発注者の氏名、打合せ出席者の氏名（警察職員の氏名を除く。）は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため</p> <p>(7条2号・4号)警察職員の氏名及び印影は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。また、公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条3号)電話番号は、当該法人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人に競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局市街地建築部建築指導課
18	R2. 7. 10	R2. 7. 15	<p>東京都市計画河川石神井川計画図 （住所：東京都西東京市南町一丁目付近）</p>	1	1																都市整備局都市基盤部調整課	
19	R2. 4. 3	R2. 7. 15	<p>公文書非開示決定処分（平成29年12月14日付29二整管第654号）についての審査請求に係る次の公文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月5日付29二整管第854号「弁明書の提出について（公文書非開示決定処分に係る審査請求（29総総法査第525号）」 ・平成30年11月19日付30二整管第617号「東京都情報公開審査会への理由説明書の提出について（諮問第1137号）」 ・平成31年3月20日付30二整管第1013号「東京都情報公開審査会の答申について（回答）」 	※		1					1	1	1								<p>(7条2号)氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>(7条3号)法人の名称、所在地、郵便番号、電話番号及びFAX番号について、ある公文書について特定の法人が実施機関に対し開示請求又は審査請求を行ったとの事実は通常公にされるものではなく、開示請求又は審査請求に係る内容によっては、開示請求者である当該法人と実施機関との間に通常の事務処理とは異なる事務処理がなされている事情があること、何らかのトラブルが発生していること等が推測され得るなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)法人の電話番号及びFAX番号は、法人が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)「公文書の件名」欄に記載された法人の名称について、ある特定の法人を対象とする開示請求があったか否かの事実は通常公にされるものではなく、開示請求に係る内容によっては、当該法人と実施機関との間に通常の事務処理とは異なる事務処理がなされている事情があること、何らかのトラブルが発生していること等が推測され得るなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)「その他の書類等」欄に係る記載の一部について、当該非開示部分を公にすることにより、当時の非開示決定処分において、開示しないこととした非開示情報を開示することになってしまうため</p> <p>(7条2号・3号)意見書は、差出人の心情等の一般に他人に知られたくない性質の情報が記載されており、公表を前提として作成されたものではないと解される。このような意見書を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、又は法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局第二市街地整備事務所管理課

令和2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
20	R2. 4. 3	R2. 7. 15	<p>1 公文書非開示決定処分（平成29年7月27日付29二整事第152号）についての審査請求に係る次の公文書 ・平成29年11月1日付29二整事第270号「弁明書の提出について（公文書非開示決定処分に係る審査請求（29総総法査第297号）」 ・平成30年1月24日付29二整事第401号「東京都情報公開条例に基づく理由書等の提出について（諮問第1104号）」 ・平成30年7月3日付30二整事第134号「東京都情報公開審査会の答申について（通知）【答申第818号】」</p> <p>2 公文書非開示決定処分（平成28年9月14日付28二整事第189号）についての審査請求に係る次の公文書 ・平成30年1月24日付29二整事第400号「東京都情報公開条例に基づく理由書等の提出について（諮問第1054号）」 ・平成30年7月3日付30二整事第134号「東京都情報公開審査会の答申について（通知）【答申第818号】」（再掲）</p> <p>3 公文書非開示決定処分（平成29年8月2日付29二整事第163号）についての審査請求に係る次の公文書 ・平成29年1月30日付29二整事第413号「審査請求に関する調査について（回答）（審査請求（29総総法査第529号）」</p> <p>4 公文書非開示決定処分（平成28年11月9日付28二整事第304号）についての審査請求に係る次の公文書 ・平成30年3月30日付29二整事第527号「東京都情報公開条例に基づく理由書等の提出について（諮問第1059号）」 ・平成30年7月24日付30二整事第170号「東京都情報公開審査会の答申について（回答）【答申第824号】」</p>	※														<p>（7条2号）氏名、住所、特定記録郵便の問合せ番号、郵便番号、メールアドレス及び電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</p> <p>（7条3号）法人の名称、所在地、電話番号及びFAX番号について、ある公文書について特定の法人が実施機関に対し開示請求又は審査請求を行ったとの事実は通常公にされるものではなく、開示請求又は審査請求に係る内容によっては、開示請求者である当該法人と実施機関との間に通常の事務処理とは異なる事務処理がなされている事情があること、何らかのトラブルが発生していること等が推測され得るなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>（7条3号）法人の電話番号及びFAX番号は、法人が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>（7条3号）「公文書の件名」欄等に記載された法人等の名称について、ある特定の法人等を対象とする開示請求があったか否かの事実は通常公にされるものではなく、開示請求に係る内容によっては、当該法人等と実施機関との間に通常の事務処理とは異なる事務処理がなされている事情があること、何らかのトラブルが発生していること等が推測され得るなど、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>（7条3号）「その他の書類等」欄に係る記載の一部について、当該非開示部分を公にすることにより、当時の非開示決定処分において、開示しないこととした非開示情報を開示することになってしまうため</p> <p>（7条3号）意見書、反論書等について、差出人の心情等の一般に他人に知られたくない性質の情報が記載されており、公表を前提として作成されたものではないと解される。このような意見書、反論書等を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、又は法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（7条2号・3号）開示請求書の欄外に記載されたURLは、行政専用のネットワークを介して当該開示請求書を開覧するためのURLであり、公にすることにより、本件一部開示決定により非開示とした上記の情報が明らかになるおそれがあるため</p>	都市整備局第二市街地整備事務所事業課	
21	R2. 7. 10	R2. 7. 17	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 令和2年6月19日受付分決算変更届、別紙8（表紙のみ）	1	1													（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課	
22	R2. 7. 10	R2. 7. 20	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和2年6月30日現在）	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課	
23	R2. 7. 13	R2. 7. 20	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和2年7月13日現在）	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課	
24	R2. 7. 7	R2. 7. 21	京橋二丁目西地区市街地再開発組合につき、平成29年度に係る事業報告書（但し、決算報告を含む）																開示請求に係る公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
25	R2. 7. 7	R2. 7. 21	銀座六丁目10地区市街地再開発組合につき、平成30年度（第七期）に係る事業報告書（但し、決算報告を含む）																開示請求に係る公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
26	R2. 7. 10	R2. 7. 21	銀座六丁目10地区市街地再開発組合、京橋二丁目西地区市街地再開発組合につき、事業報告書（決算報告を含む）の供覧に係る起案のうち、保存される直近のもの 但し、銀座六丁目10地区市街地再開発組合に係る平成29年度分は除く																開示請求に係る公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
27	R2. 7. 16	R2. 7. 21	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・第68期の決算変更届出書一式（閲覧対象部分に限る。）	17	1														（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

令和2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
28	R2. 7. 16	R2. 7. 21	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社の以下の書類 ・第31期の決算変更届出書一式（閲覧対象部分に限る。）	31	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
29	R2. 7. 16	R2. 7. 21	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・第29期の決算変更届出書一式（閲覧対象部分に限る。）	36	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
30	R2. 3. 26	R2. 7. 22	<p>亀戸・大島・小松川地区の長期分納方式による債権回収又は債権管理に係る費用に関する次の文書（添付書類を含む。）</p> <p>(1) 平成29年3月6日付28二整管1026号「起工書 平成29年度保留床譲渡代金債権に係る回収等業務委託（単価契約）その2」及び同年4月1日付28二整管契第9040号「委託契約書」</p> <p>(2) 平成29年度委託費支払金額一覧表（平成29年度長期分納委託実績）</p> <p>(3) 平成30年6月21日付30二整管285号「起工書 法律相談等業務委託①（平成30年度）（単価契約）」及び同年7月13日付30二整管契第49号「委託契約書（単価）」</p> <p>(4) 平成30年6月21日付30二整管286号「起工書 法律相談等業務委託②（平成30年度）（単価契約）」及び同年7月13日付30二整管契第50号「委託契約書（単価）」</p> <p>(5) 平成30年6月21日付30二整管287号「起工書 法律相談等業務委託③（平成30年度）（単価契約）」及び同年7月13日付30二整管契第51号「委託契約書（単価）」</p> <p>(6) 平成30年度委託費支払金額一覧表（H30長期分納委託実績）</p> <p>(7) 令和元年7月9日付31二整管328号「起工書 法律相談等業務委託①（平成31年度）（単価契約）」及び同年8月1日付31二整管契第54号「委託契約書（単価）」並びに同年12月16日付け「契約内容の変更について（協議）」及び同月17日付31二整管契第54号の2「契約内容の変更について（承諾）」</p> <p>(8) 令和元年7月9日付31二整管329号「起工書 法律相談等業務委託②（平成31年度）（単価契約）」及び同年8月1日付31二整管契第55号「委託契約書（単価）」並びに同年12月20日付け「契約内容の変更について（協議）」及び同月24日付31二整管契第55号の2「契約内容の変更について（承諾）」</p> <p>(9) 令和2年2月4日付31二整管794号「起工書 法律相談等業務委託③（令和元年度）（単価契約）」及び同年3月2日付31二整管契第135号「委託契約書（単価）」</p> <p>(10) 平成31年度委託費支払金額一覧表（H31長期分納委託実績）</p> <p>(11) 不能欠損金額一覧表（長期分納 不能欠損一覧）</p> <p>(12) 旅費請求内訳書（職員が債権管理に関して債務者を訪問した際の旅行命令が含まれる旅費請求内訳書）</p>	※	1														<p>(7条2号) メールアドレス、学歴、職歴等の略歴の一部（現職に係るものを除く。）、住所及び電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</p> <p>(7条2号) 旅費請求内訳書のうち、職務の級及び自宅の最寄り駅は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</p> <p>(7条3号) 不能欠損金額一覧表のうち、街区、区画及び債務者名並びに「元金」欄、「利子」欄、「元金利子欠損額合計」欄、「契約違約金」欄及び「欠損額合計」欄の一部は、法人又は事業を営む個人の財務状況を示す情報であり、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局第二市街地整備事務所管理課

令和2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
31	R2. 3. 31	R2. 7. 22	<p>長期分納の債務者から収受した次の文書</p> <p>(1) 長期分納 分納計画書（起案文書及び分割支払承認書を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度下半期分 ・平成30年度上半期分 ・平成30年度下半期分 ・平成31年度（令和元年度）上半期分 ・平成31年度（令和元年度）下半期分 ・令和2年度上半期分 <p>(2) 決算資料（債務者から提出された分納計画に係る疎明資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度決算資料 ・平成28年度決算資料 ・平成29年度決算資料 ・平成30年度決算資料 <p>(3) 債務者から収受した表明書</p>	※		1												<p>(7条2号) 氏名（肩書を含む。）、住所及び債務承認書記載の保留床に係る契約年月日は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</p> <p>(7条2号・3号) 債務者名・契約者名、未納金額、住所（所在地）、債務者状況、電話番号・FAX番号、決算資料等は、保留床の取得に係る代金の未納状況に関するものであり、他者に知られることを忌避する性質のものである。</p> <p>債務者が個人である場合には、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</p> <p>債務者が法人又は事業を営む個人である場合には、当該法人又は事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条2号・3号) 債務者から収受した表明書について、差出人の心情等の一般に他人に知られたくない性質の情報が記載されており、公表を前提として作成されたものではないと解される。このような書類を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、又は法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号) 印影及び署名は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局第二市街地整備事務所管理課
32	R2. 7. 17	R2. 7. 22	東京都狛江市中和泉〇〇、〇〇、〇〇の一部及び〇〇における築基準法旧第43条第1項ただし書許可に関する協定図、道に関する協定書及び道に関する協定承諾書（東京都情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除く。）	4	1													都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
33	R2. 7. 14	R2. 7. 27	東京都狛江市〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇における建築基準法第43条第2項第2号許可に関する協定図（東京都情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除く。）	8	1													都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
34	R2. 3. 30	R2. 7. 28	<p>(1) 令和元年7月1日付31都市政土第296号「築地再開発の検討に係る業務委託（その5）の実施について」</p> <p>(2) 令和元年8月8日付31財経二契第326号の2「契約締結決定等通知書（築地再開発の検討に係る業務委託（その5））」</p> <p>(3) 築地再開発の検討に係る業務委託（その5）中間報告</p> <p>(4) 築地再開発の検討に係る業務委託（その5）報告書</p> <p>(5) 築地再開発の検討に係る業務委託（その5）協議記録</p> <p>(6) 築地まちづくりアドバイザー会議（第3回）資料</p> <p>(7) 築地まちづくりアドバイザー会議（第4回）資料</p> <p>(8) 第3回 築地まちづくりアドバイザー会議 議事概要</p> <p>(9) 第4回 築地まちづくりアドバイザー会議 議事概要</p> <p>(10) 会議等議事要旨記録票（令和元年11月8日 局長説明）</p> <p>(11) 会議等議事要旨記録票（令和元年11月8日 副知事説明）</p> <p>(12) 会議等議事要旨記録票（令和元年12月4日 局長説明）</p> <p>(13) 会議等議事要旨記録票（令和元年12月5日 副知事説明）</p>	※		1											<p>(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条5号) 報告書の内容の一部、協議記録のうち協議事項の一部、築地まちづくりアドバイザー会議に関する情報等は、築地再開発に係るまちづくりの具体化を図る上での検討途上の情報や将来的な事業収支の試算等に際して根拠とし、又は参考とする情報である。これらの情報は、都の機関の内部における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(第7条第6号) 報告書の内容の一部、協議記録のうち協議事項の一部、築地まちづくりアドバイザー会議の資料等は、公になることにより、本件事業の実施方法等が確定したものと誤認され、都民に混乱を生じさせるなどした結果、事業者募集その他の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。また、事業収支の試算等に際して根拠とし、又は参考とする情報は、公になることにより、当該情報が今後都が行う事業収支の試算結果そのものであるなどと誤認され、都民に混乱を生じさせるなどした結果、事業者の募集その他の事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。さらに、築地まちづくりアドバイザー会議資料のうち導入機能等は、公にすることにより、契約に係る事務に関し、都の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。加えて、会議等議事要旨記録票のうち築地まちづくりアドバイザー会議に関する情報は、公にすることにより、契約に係る事務に関し、都の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	

令和2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
35	R2. 3. 30	R2. 7. 28	(1) 令和元年7月2日付31都市総経契第139号「築地再開発の検討に係る業務委託(その5)」 (2) 令和元年7月5日付31財経二契第326号「指名競争入札による契約について(築地再開発の検討に係る業務委託(その5))」	※	1																都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
36	R2. 5. 21	R2. 7. 28	上石神井駅周辺地区街路整備事業の費用便益分析等業務委託に係る次の公文書 (1) 委託契約書(平成30年7月30日付け) (2) 報告書(平成31年3月付け)	※	1						1		1	1	1						(7条2号) 法人の担当者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条5号) 車種別時間価値原単位(東京都)及び維持管理費は、内部における検討・協議に資するために仮に設定した値であり、いまだ未成熟な情報を公にすることにより、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため (7条6号) 車種別時間価値原単位(東京都)及び維持管理費について、今後、同種の試算を行う際には異なる値を用いて試算することもあり得る。これらの情報を公にすることにより、事務担当課が、将来における試算に際して時々の状況に応じた適切な値を設定しようとする際に、左記の値が既定のものであると誤認された結果、適切な値を設定する際の妨げになるおそれがあり、事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部区画整理課
37	R2. 7. 18	R2. 7. 29	株式会社〇〇が東京都〇〇区〇〇丁目〇〇(地番)における建築計画に関し東京都を被告として国家賠償法に基づき提起した損害賠償請求の訴えについて、本年4月以降に東京地方裁判所から東京都法務課が受けた文書一式(東京都庁内の連絡文書等を含む。)																	1	当該公文書について、本年4月以降に東京地方裁判所から東京都総務局総務部法務課は文書を収受していない。そのため、実施機関では当該公文書の作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建築部調整課
38	R2. 7. 17	R2. 7. 29	春日・後楽園駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物南街区 https://www.kensetsu-databank.co.jp/osirase/detail.php?id=〇〇 について、建築基準法第90条の3の規定に基づく文書一式(決裁文書等を含む。)																	1	建築基準法(昭和25年法律第201号)第90条の3の規定に基づく文書は、相手方からの届出により特定行政庁が取得するものであるが、請求日時点において、建築主から東京都に対して届出がなされていないため、実施機関では当該文書を取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建築部建築指導課
39	R2. 7. 14	R2. 7. 29	一級建築士事務所登録 東京都知事登録 第〇〇号 〇〇有限会社一級建築士事務所に係る 1. 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書及び添付書類一式(保管されているもの全ての年度のもの)																	1	当該公文書(平成25年度分以前)について、当該建築士事務所から東京都宛てに提出のあった年度のもの、5年保存の公文書であるため、平成30年に廃棄済みであり、現在は存在しない。 また、保存期間経過前の当該公文書(平成26年度分以降)については、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の6第1項の規定に基づく提出がなされていないため、実施機関では取得及び保管しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建築部建築企画課
40	R2. 7. 22	R2. 7. 29	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和2年6月27日から令和2年7月21日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	3	1																	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課

令和2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
41	R2. 6. 1	R2. 7. 30	30都市建指建第〇〇号「マンション建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく許可について（仮称）〇〇建替計画」（平成31年2月5日付）	※		1				1	1	1							（7条1号）配置図、公開空地のコンセプトに係る図面の一部、公開空地図、緑化計画図、公開空地の質算定根拠図、緑化求積図、平面図、立面図、断面図、落下物対策に係る図面、完成予想図、景観コンセプトに係る図面、公開空地求積図、モンタージュに係る図面（計画建物に係る部分）、等時間日影図、時間別日影図、地盤面算定図、天空率算定図総括及び天空図は、著作物に関する情報が記録されている部分であって、著作者等の許諾を得られておらず、当該部分を開示することにより、著作者等の権利を侵害すると認められるため （7条2号）図面のうち設計責任者及び設計担当者の氏名並びに認定通知書に記載の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条2号・3号）電話番号は、当該番号が個人のものである場合には、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。当該番号が法人のものである場合には、当該法人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条3号）配置図、公開空地のコンセプトに係る図面の一部、公開空地図、緑化計画図、公開空地の質算定根拠図、緑化求積図、平面図、立面図、断面図、落下物対策に係る図面、完成予想図及び景観コンセプトに係る図面は、本件建築物が現在建設中の案件であり、第三者が当該建築物の内部及びその敷地内の状況を知り得る状態になり、加えて、当該情報は、通常公にされるものではなく、これらを公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。さらに、公開空地求積図、モンタージュに係る図面（計画建物に係る部分）、等時間日影図、地盤面算定図、天空率算定図総括及び天空図は、通常公にされるものではなく、これらを公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。加えて、交通環境への影響評価に係る図表・評価結果、風環境調査に係る図表・評価結果、電波障害調査に係る図表・評価結果は、事業者の独自のノウハウにより、調査手法の選択や調査データの収集等を行った情報であり、通常公にされるものではない。これらを公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になり、調査手法の流用や調査データの使用などにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号）申請主・代理人の印影、配置図、公開空地のコンセプトに係る図面の一部、公開空地図、緑化計画図、公開空地の質算定根拠図、緑化求積図、平面図、立面図、断面図、落下物対策に係る図面、完成予想図及び景観コンセプトに係る図面は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
42	R2. 7. 15	R2. 7. 30	22多建建第三建第0232号（H22. 7. 7） 非開示情報をのぞく					1											請求に係る文書は5年保存の公文書であり、平成22年度に作成されたことから平成28年度に廃棄済であり、現在は存在しない。	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
43	R2. 7. 17	R2. 7. 31	「土地区画整理地区並びに設計書及び規約の変更認可について」（昭和26年6月18日付）	10	1					1	1								（7条2号）個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部区画整理課
44	R2. 7. 21	R2. 7. 31	建設業新規許可業者名簿（東京都知事許可 令和2年6月分）	※	1															都市整備局市街地建築部建設業課
45	R2. 7. 22	R2. 7. 31	解体工事業者登録一覧（東京都知事許可 令和2年6月30日現在）	※	1															都市整備局市街地建築部建設業課
46	R2. 7. 22	R2. 7. 31	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社の以下の書類・平成29年5月30日許可の建設業許可申請書一式（閲覧対象部分に限る。）	39	1						1								（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

令和2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。